

図表1 改正後のNISAの概要

	つみたて投資枠		成長投資枠
	こどもNISA		
対象年齢	0歳～17歳	18歳以上	18歳以上
年間投資枠	60万円	120万円	240万円
非課税保有 限度額	600万円	自動的に移行 1,800万円	1,200万円(内数)
投資対象商品	長期の積立・分散投資に 適した一定の投資信託	長期の積立・分散投資に 適した一定の投資信託	上場株式・投資信託等
運用管理	※一定の要件の下で 12歳以降は払出しが 可	制限なし	制限なし

※資金の用途が子のためのものであり、子が払出しに同意したことを示す書面とともに親権者等（口座管理者）が申出書を金融機関に提出した場合  
(出所) 金融庁「令和8(2026)年度税制改正について-税制改正大綱における金融庁関係の主要項目」を基に筆者作成

✓ NISA・iDeCo等の改正

# 年齢要件の 大幅な拡大で 資産形成を支援



**NISA**や*DeCo*をはじめとする金融証券税制に関しては、次のような改正が行われた。

**NISAのつみたて投資枠の拡充**

NISAの改正では、未成年時から非課税で長期的な資産形成を行うことを可能にするため、改正前は18歳だったNISA口座の開設可能年齢の下限を撤廃。0歳～17歳に對しては年間投資上限額60万円・非課税保有限度額600万円のつみたて投資枠が新設され、令和9年以降に適用される(図表1)。

その年の3月31日時点で18歳の人は、同年1月1日以降は通常のつみたて投資枠に自動的に移行する。その際、17歳までの期間で積み立てた資産は、移行後の生涯非課税限度額1800万円の一部として

カウントされる。払出しに関しては原則として18歳までできないが、次のような場合は例外的に払出しが可能となる。

- ①その年の3月31日時点で12歳となる年の前年以前に災害により居住家屋が全壊し、税務署長の確認があった場合
- ②その年の3月31日時点で12歳となる年以後で災害により居住家屋が全壊した場合等、または入学金、教育費、生活費の支払目的で本人の同意書等が提出された場合

これら以外の理由で払出しした場合、NISA口座内の譲渡益や配当には所得税15・315%・住民税5%の税率による源泉徴収(特別徴収)が行われ、損失が出た場合でもその損失の金額はなかったものとみなされる。17歳までつみたて投資枠を

した先進国・新興国の株式指数のみに連動する投資信託が対象となる。

国内市場を対象とした株式指数としては、読売株価指数とJPXプライム150が新たに追加される。一定の投資信託についてつみたて投資枠の対象商品の要件が緩和され、改正前は「主に株式に投資するもの」だったものが「主に株式または公社債に投資するもの」となった。

**iDeCoは新たに10年ルールが適用**

iDeCo(個人型確定拠出年金)は、令和7年6月13日に成立した年金制度改正法により、令和8年12月分から変更が適応される。大きな変更点としては、毎月の拠出限度額の増額、加入可能年齢の引上げが挙げられる。毎月の拠出限度額に関して

利用する場合、両親や祖父母からの贈与によるケースが多いため、それ以外にも贈与を受けているか確認し、贈与税の申告漏れに留意する。

祖父母からの贈与の場合、両親が子の代理人として祖母からの贈与を受けることを認めるものである。一方、両親からの贈与の場合、積立途中で両親が亡くなった際は、相続開始前7年以内の贈与については生前贈与加算の対象となる。対象年齢が18歳未満なので、相続時精算課税贈与は適用されない。

また、災害により居住家屋が全壊した場合などの引出しは、子から親への贈与になる可能性がある。

**債券中心の投資信託が投資対象として追加**

つみたて投資枠の投資対象となる指数については、一定の広がりのある地域を対象と

は、自営業・フリーランスなど「第1号被保険者」は、月額6万8000円から7万5000円に増額された(図表2)。ただし、こちらは国民年金基金の掛金との合算額の上限なので、国民年金基金にも加入している人は注意が必要だ。

**第2号被保険者は月額6・2万円に**

一方、会社員や公務員など「第2号被保険者」は、企業年金加入者は月額2万円から増額されて6万2000円となった。これは、確定給付企業年金および企業型確定拠出年金の掛金を控除する前の金額である。企業年金未加入者は、月額2万3000円から月額6万2000円に増額された。

なお、第2号被保険者に扶養されている配偶者で年収が130万円未満・20歳以上60